

高福第2201号
令和8年7月6日

有料老人ホーム管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公印省略)

有料老人ホーム運営状況報告書等の提出について(依頼)

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、県内有料老人ホームの運営状況等を把握するため、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）及び「神奈川県有料老人ホーム設置運営事務取扱要綱（以下「要綱」という。）」第11条第1項の規定に基づき、有料老人ホーム設置者は、毎年7月1日時点で開設済みの施設の運営状況報告書を提出していただくこととしています。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、次の書類を令和8年7月31日(金)【厳守】までにe-kanagawa電子申請システムにより御提出ください。

あわせて、要綱第11条第3項に規定に基づき、少なくとも3年ごとに長期資金収支計画書及び長期損益計画書の見直しをお願いします。

また、重要事項説明書記載の情報につきましては、国の生活関連情報システム及び災害時情報共有システムへの登録を行いますので、登録を拒否される場合はその旨、令和8年7月31日（金）までに下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、生活関連情報システム及び災害時情報共有システムについては、国の重要事項説明書様式を利用するため、様式が異なる場合や御提出がない場合は登録ができませんので御承知おきください。

さらに、本課からお知らせを送付する際の連絡先として事業所メールアドレスを登録していますので、管理者の変更等により登録メールアドレスが不明である場合や登録メールアドレスを変更されたい場合は、「5 登録メールアドレスの変更等について」のとおり御対応ください。

1 提出書類

- (1) 有料老人ホーム運営状況報告書（第9号様式）
- (2) 令和8年7月1日時点の重要事項説明書
- (3) 法人経営状況報告書
- (4) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

有料老人ホーム以外の事業を営んでいる場合は、以下の書類を併せて

提出してください。

ア 他業に係る財務諸表

イ 親会社がある場合は、当該親会社に係る財務諸表

(5) 長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書

計画に変更がない場合、提出は不要ですが、少なくとも3年ごとに事業収支計画の見直しを行ってください。

2 提出書類（様式）

県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>

ホーム（「選んで探す」タブ）

＞ 健康・福祉・子育て

＞ 介護・高齢者

＞ 高齢者向け施設・住まい

＞ 有料老人ホームの設置・運営について

＞ 有料老人ホームの運営について

「運営状況報告書等の提出について」

3 留意点

(1) 書類への押印は不要です

(2) 重要事項説明書は、令和7年2月に改正された様式（エクセル形式）で提出してください。

(3) 提出された重要事項説明書は県ホームページに掲載します。令和8年7月1日時点の運営状況を正しく反映させてください。

(4) 重要事項説明書は、別添1及び別添2についても併せて提出してください。

(5) ファイル名には「所在市町村名_事業所名」を記載してください。

（例）運営状況報告（厚木市_かながわホーム）

重要事項説明書（厚木市_かながわホーム）

4 提出先について

e-kanagawa電子申請システムから提出してください。様式等を掲載している県ホームページにもリンクを掲載しています。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=130217

5 登録メールアドレスの変更等について

(1) 住宅型有料老人ホーム

お知らせがある場合、電子メールにより行います。以下の連絡先に記載事項を御記入の上、御連絡ください。メールアドレスの追加も可能です。

【連絡先】 fukushi-yuryo.4jkl@pref.kanagawa.lg.jp

【記載事項】 登録メールアドレスを変更（又は追加）する旨、施設名称、新しく登録するメールアドレス

(2) 介護付有料老人ホーム

お知らせがある場合、「介護情報サービスかながわ」のメール配信機能により行います。変更方法等は、介護情報サービスかながわの以下のページを御確認ください。

(介護情報サービスかながわ)

「ID・パスワードをお忘れの方もしくはメール配信未登録の方へ」

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/login/forgot.html>

【留意事項】

- ・ 複数のサービス種別を登録されている場合、「特定施設入居者生活介護」の事業所としてメールアドレスが登録されているか必ず確認してください。サービス種別によって異なるお知らせを行うことがあり、「特定施設入居者生活介護」事業所としてのメールアドレスが登録されていないと、お知らせが届きません。
- ・ 登録できるメールアドレスは1件です。複数のアドレスで受信されたい場合は、登録したメールアドレスからの転送設定等により御対応ください。

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

電話 (045) 210-1111 (代表) 内線 4856～4859